



五島市社会福祉協議会

訪問介護事業所（ホームヘルパー）

ご家庭を訪問して、日常生活のお手伝いをさせていただきます

★★1. 介護保険で利用できるサービス内容★★



1. 身体介護

- ・食事介助（声掛け、準備・食事の姿勢の確保・見守り、摂食介助・歯磨き・服薬介助）
- ・入浴介助（入浴の可否の判断・排せつの確認・脱衣介助・入浴介助・着衣介助・水分補給）
- ・排泄介助（ポータブルトイレ使用→ポータブルトイレまでの移動・後始末、元の場所に戻る・ポータブルトイレの後始末）
（おむつの交換→物品準備・脱衣・陰部臀部の清拭あるいは洗浄・着衣・おむつの後始末）
- ・清拭（顔、首→上肢→胸・腹→背→下肢→陰部、臀部）
- ・部分浴（手浴→足浴→陰部浴→洗髪）
- ・移乗移動の介助（通院等のための乗車又は降車の介助が中心の場合）

2. 生活援助

- ・買い物（訪問時に物品（食材を含む）を確認、訪問時持参）
- ・調理（朝、昼、夕食の準備、食後の後片付け、食器の収納）
- ・掃除、洗濯（居室の掃除、衣類の洗濯、洗濯物の乾燥と取り入れ）



3. 乗降介助（通院等のための乗車又は降車の介助が中心の場合）

★★2. 介護保険・総合事業で利用できないサービス★★

※生活援助

1. 直接本人の援助に該当しない行為

- ・ご利用者以外に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が利用する居室以外の掃除
- ・来客の応接（お茶・食事の手配等）
- ・自家用車の洗車、清掃

2. 日常的な家事の範囲を超える行為

- ・草むしり

- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話
- ・家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え
- ・大掃除・窓のガラス拭き・床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句のために特別な手間をかけて行う調理

★★ 3. サービス提供日・時間★★

・年中無休（8：30～17：15）

※但し、特別の事業がある場合はこの限りではありません。

★★ 4. サービス利用料及び利用者負担★★

サービスの利用料、利用者負担（要介護1～要介護5の方）

身体介護				
区分		利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	昼間	166円	332円	498円
	早朝/夜間	207円	414円	621円
	深夜	249円	498円	747円
20分以上 30分未満	昼間	249円	498円	747円
	早朝/夜間	311円	622円	933円
	深夜	373円	746円	1,119円
30分以上 1時間未満	昼間	395円	790円	1,185円
	早朝/夜間	493円	986円	1,479円
	深夜	592円	1,184円	1,776円
1時間以上 1時間30分未満	昼間	577円	1,154円	1,731円
	早朝/夜間	721円	1,442円	2,163円
	深夜	865円	1,730円	2,595円
1時間30分以上 30分増すごとに	昼間	83円	166円	249円
	早朝/夜間	104円	208円	312円
	深夜	125円	250円	375円

生活介護				
区分		利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
20分以上	昼間	182円	364円	546円

45分未満	早朝/夜間	227円	454円	681円
	深夜	273円	546円	819円
45分以上	昼間	224円	448円	672円
	早朝/夜間	280円	560円	840円
	深夜	336円	672円	1,008円

通院等乗降介助			
区分	利用者負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
昼間	98円	196円	294円
早朝/夜間	123円	246円	369円
深夜	147円	294円	441円

- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。
例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 要介護度が1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

(加算料金)

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用者負担額			算定回数等	
		1割負担	2割負担	3割負担		
要介護度による区分なし	特定事業所加算	所定単位数の10/100	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1回につき
	特別地域加算	所定単位数の15/100	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1回につき
	緊急時訪問介護加算	100	100円	200円	300円	1回の要請に対して1回
	初回加算	200	200円	400円	4600円	初回利用のみ1月につき

介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 100/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算減算を 加えた総単位数(所定 単位数)
-------------------	--------------------	-----------	-----------	-----------	---

(2) サービスの利用料、利用者負担額(事業対象者、要支援1、要支援2)

サービス提供区分	訪問型サービス費(Ⅰ) 週1回程度			訪問型サービス費(Ⅱ) 週2回程度			訪問型サービス費(Ⅲ) 週3回程度		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
通常の場合 (月ごとの定額制)	1,172円	2,344円	3,516円	2,342円	4,684円	7,026円	3,715円	7,430円	11,145円
日割り計算	39円	78円	117円	77円	154円	231円	122円	244円	366円

	利用者負担額			備考
	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問型サービス費A	200円	400円	600円	1回につき

※ 月ごとの定額制となっているため、月途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算を行いません。

- ① 月途中で要支援度が変わった場合
- ② 月途中で要介護から要支援に変更になった場合
- ③ 月途中で要支援から要介護に変更になった場合
- ④ 同一市町村内で事業所を変更した場合

加算	基本単位数	利用者負担額			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算	200	200円	400円	600円	初回利用のみ 1月につき1回
特別地域加算	所定単位数の 15/100	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1月につき1回

介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数 の 100/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算減算を加え た総単位数 (所定単位数) 1月につき1回
-------------------	------------------------	-----------	-----------	-----------	--

※ただし、介護保険料の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

(お問い合わせ)

本 所 五島市木場町414-1, 413-4 ☎72-3396

富江支所 五島市富江町狩立402-1 ☎86-2150

五島市社協ホームヘルプステーション

五島市三井楽町濱ノ畔1046-1 ☎84-2254

五島市玉之浦町荒川130-2 ☎88-2200